

仙台市 市民協働事業提案制度 募集要項（自由提案型・テーマ設定型）

令和4年度 協働事業提案を募集します

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。

※ 応募に際しては、「事前相談会」への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

○ 募集事業（詳細は1～3ページをご覧ください）

- (1) 自由提案型：テーマや分野は問いません
- (2) テーマ設定型：「データを利活用した地域課題解決」
「仙台市バスのリアルタイムデータの利活用」

○ 事前相談会（詳細は8ページをご覧ください）

事業提案に関する相談をお受けいたします。事業の概要がまとまり次第、ご参加ください。

○ 担当課との事前打ち合わせ（情報交換）（詳細は9ページをご覧ください）

提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換をしてください。

○ 事業提案書等 提出 締切

令和3年9月27日（月）17時 必着
所定の事業提案書等を「市民協働推進課」までご提出ください。（持参又は郵送）

※今年度の募集説明会は開催せず、事前相談会等で個別に対応させていただきます。

<お問い合わせ先、事前相談会のお申込み先、事業提案書等のご提出先>

※事業提案書は持参または郵送でご提出ください。

仙台市 市民局 協働まちづくり推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-8002 / FAX:211-5986 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp

目 次

1	募集する事業	1
2	対象となる団体（応募資格）	4
3	事業費	5
4	事業提案から事業実施までの流れ	6
5	事業提案の応募方法	8
6	事業提案に際しての留意点	10
7	事業提案の採択方法	11
8	その他	12
9	Q&A	13

1 募集する事業

仙台市では、地域の課題について、団体（※対象となる団体については4ページをご覧ください）からの提案をもとに、市との協働で解決に向けて取り組むことを目的として、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。

【基礎要件】

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

また、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

(1) 自由提案型

① 募集する事業について

テーマや分野は問いませんが、基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

② 事業期間について

事業期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和5年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の提案をいただき、審査を受ける必要があります。

(2) テーマ設定型

① 募集する事業について

市で設定する各テーマに合致し、かつ、実施にあたっての基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

「データを利活用した地域課題解決」

本市では、デジタル化を進めることで、市民の方々が住みよさを実感でき、地域や経済の活力にもつながるよう、仙台市DX推進計画を策定し、行政サービス向上や市政運営効率化・高度化はもとより、地域のポテンシャルや文化などに根差しその魅力を高める「まちのデジタル化」も推進することとしております。

まちのデジタル化を進めるためには、日常生活の様々な機会で生み出されるデータを収集し、デジタル技術を効果的に組み合わせることで様々なサービスに活かすことが重要です。一方で、どのようなデータを活用することが有効であるかを考える上では、行政の視点だけでは十分とは言えないことから、実際に地域で活動されている方と協働して取り組むことが必要であると考えます。

そこで、市民の方々の暮らしや地域をよりよくするために、市民の方々と地域の課題を共有しながら、データを利活用して具体的な課題解決に取り組む事業の提案を募集します。

この取り組みで得られた成果を基にして、仙台市DX推進計画で目指すスマートシティ型のまちづくりに取り組んでいきますので、提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、

まちづくり政策局デジタル戦略推進室 <TEL：214-1248>まで

※「6 事業提案に際しての留意点」（10ページ参照）及び「9 Q&A」（13ページ以降）もご確認ください。

「仙台市バスのリアルタイムデータの利活用」

仙台市バスでは様々な研究やご利用者の利便性向上のために、運行情報のデータを研究機関や民間事業者提供しています。また、令和3年4月1日よりオープンデータという形式で市バスの時刻データなどを公開し、より多くの方が簡単にデータを利用できるように取り組んでいます。

また、民間事業者などから、現在公開中のオープンデータより、さらに充実したデータであるリアルタイムデータ（遅れ時間や混雑状況が実際の状況にあわせて変化するデータ）を利用したいとの要望をいただいているところです。しかしながら、リアルタイムデータは交通局内でのみ閲覧できるものであり、多くの方に提供してさらなる利活用に役立てることができていない状況です。

そこで、市バスのリアルタイムデータをより多くの市民や事業者の皆様が利活用できるように、どのようなデータを作成していくのか、そしてどのようにデータを提供して有効活用していくのかを協働で考えていく提案を募集します。また、提供していくデータを用いて、市民の皆様が考える交通課題や仙台市内の地域課題に取り組んでいきたいと考えています。

市バスの運行情報データを用いて、より仙台市での暮らしを豊かにしていく取り組みの提案や応募をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
交通局自動車部輸送課 <TEL：712-8320>

※「6 事業提案に際しての留意点」（10ページ参照）及び「9 Q&A」（13ページ以降）もご確認ください。

② 事業期間について

事業期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

2 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に行っていること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費は提案団体と市が双方で負担することとし、そのうち市の負担額については市の予算の範囲内で全体事業費の10分の9以内とし、かつ、1事業あたり300万円を限度とします。

<参考> 令和3年度は、4事業（新規2事業、継続2事業）を採択し、1事業あたり約200～300万円の予算措置を行いました。

② 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1人1時間あたり500円として換算します）。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込2万円以上の物品）の購入費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費

4 事業提案から事業実施までの流れ

※新型コロナウイルス感染症等の影響で、変更になる場合があります。

※今年度の募集説明会は開催せず、個別の問合せ対応とさせていただきます。



- **協定締結**（令和4年4月）：令和4年度予算発効後、採択候補団体と市が協定を締結します。協定内容に基づき、市から事業実施負担金が支払われます。
- **事業実施**（令和4年4月～）：事業実施にあたっては、団体と市担当課が互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。
- **中間報告**（令和4年11月頃）：事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。
- **事業報告・評価**
（令和5年7月頃）：事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。

5 事業提案の応募方法

(1) 事前相談会への参加 ※事業提案には、事前相談会の参加が必要です。

市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課(必要に応じて提案内容に係る担当課)の職員が事業提案に関する相談を受け付けます。事業の概要がまとまり次第、必ずご相談ください。

① 日 時 : 下記表の○からお選びください。※最大1時間程度

	8/4	8/5	8/6	8/19	8/22	8/23	8/24
	水	木	金	木	日	月	火
午前 (10時~12時)	○		○		○	○	○
午後 (14時~16時)	○	○	○			○	
夜間 (18時~20時)		○		○			

	8/26	8/27	8/28	8/31	9/1	9/2	9/3
	木	金	土	火	水	木	金
午前 (10時~12時)	○		○		○		○
午後 (14時~16時)	○	○	○	○	○	○	○
夜間 (18時~20時)		○		○		○	

②会 場 : 仙台市市民活動サポートセンター (仙台市青葉区一番町四丁目1番3号)

③申込方法 : 市民局市民協働推進課へ、希望日の2日前(土日を除く)までに「相談予約票」に必要事項を記入の上、FAXまたはEメールでお申込みください。

※「相談予約票」は仙台市ホームページからダウンロードできます。

※やむを得ない事情により事前相談会に参加できない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

事前相談会のお申込み先

【仙台市 市民局 市民協働推進課 あて】

FAX : 022-211-5986 Eメール : sim004100@city.sendai.jp

(2) 担当課との事前打ち合わせ（情報交換） ※事業提案には、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

事業提案書等の提出前に、提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換を必ず行ってください。事前相談会への参加前でも結構です。担当課が不明な場合は、市民協働推進課より紹介いたします。

(3) 事業提案書等の提出

事前相談会への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）の後に、以下の提出書類を市民協働推進課までご提出ください。（持参又は郵送）

<提出書類>

- ①事業提案書（第1号様式）
- ②団体概要書（第2号様式）
- ③事業収支予算書（第3号様式）
- ④提案する団体に関する次の書類
 - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
 - ・市税納付状況確認同意書（第4号様式）又は
市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・誓約書（第5号様式）

※各様式は市民局市民協働推進課（仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット
勾当台ビル2階）にて配布します。

また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r4teianbosyu.html>

<提出締切> 令和3年9月27日（月）17時（必着）

<受付時間> 9時～17時（土・日・祝日は除く）

6 事業提案に際しての留意点

課題の把握を的確に行うとともに、事業目的を明確に設定し、課題解決が見込まれる事業内容となるように注意してください。また、協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。（詳しくは事業提案書（第1号様式）記載例をご覧ください）

市の施策の方向性や概要は「仙台市基本計画（令和3年度～令和12年度）」「仙台市実施計画（令和3年度～令和5年度）」

(<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>) を参照してください。

テーマ設定型の事業提案に際しては、下記も参考にしてください。

(1) 「データを利活用した地域課題解決」

※参考「仙台市DX推進計画」

DX推進の視点として「まちのデジタル化」を掲げており、「地域」、「交通」、「最先端技術」など11の視点ごとに、概要及び狙う効果と施策例について記載しています。

<https://www.city.sendai.jp/system/shise/security/johoka/digital-plan.html>

(2) 「仙台市バスのリアルタイムデータの利活用について」

※参考「仙台市交通事業経営計画」2021-2030（令和3～12年度）

上記経営計画の『戦略2「快適なお客様サービスの提供」』において、オープンデータの推進を取り組みとして掲げています。

https://www.kotsu.city.sendai.jp/kigyou/keiei/management-plan_2021-2030.html

7 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

※新型コロナウイルス等の影響で、変更になる場合があります。

<市民協働事業提案制度検討会>

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。

提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

自由提案型：予算の範囲内とします

テーマ設定型：予算の範囲内で、1つのテーマにつき1事業とします

(4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、提案団体と協働を担当する課等が協議し、調整を行う場合があります。

8 その他

(1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費を確定し、精算を行います。

<提出書類>

- ①事業実施報告書（第6号様式）
- ②事業概要書（第7号様式）
- ③収支決算書（第8号様式）
- ④対象経費支出に関する領収書の写し

事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) 事業費の支出について

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

この場合、事業終了後の精算手続きにより、市へ返金する場合があります。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。
(仙台市ホームページをご参照ください)

9 Q&A

募集事業について

Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A 1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q 2 基礎要件を満たしていれば、団体が地域課題把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A 2 基礎要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証、調査を行うものであれば対象となります。(調査・検証のみの提案は不可)

対象となる団体について

Q 3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A 3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q 4 個人での提案はできないのか。

A 4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q 5 複数の団体が連携して組織した団体（連携団体）として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A 5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

事前相談会について

Q 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行います。提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために、事前相談を必須としております。団体から市民局市民協働推進課に事前に申し込みをしてください。（詳細は8ページをご覧ください）

事業費等について

Q 7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 7 自己資金が少ない(事業費総額の10分の1に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q 8 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A 8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間あたり500円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間あたり500円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費（支出）の中に計上していただくこととなります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

Q 9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A 9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q 10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A 10 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q 11 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するということか。

A 11 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算します。未使用分および事業経費として認められない分は、市へ返金していただきます。

Q 1 2 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 1 2 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものにより計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 1 3 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 1 3 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくことになります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

その他

Q 1 4 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 1 4 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくことになります。

Q 1 5 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A 1 5 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

テーマ設定型「データを利活用した地域課題解決」について

Q 1 6 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 1 6 テーマに資する内容であれば幅広く応募対象となります。具体的な地域課題を示したうえで、データの利活用方法についてご提案ください。ただし、必要とされるデータの内容や有無、取得方法によっては実現が難しい可能性もありますが、相談に応じます。

Q 1 7 データの提供が難しい場合はどういった場合か。

A 1 7 まず、ご提案いただいた地域課題の解決に必要なデータの内容を踏まえ、デジタル戦略推進室が市庁内の当該担当課に外部提供の可否も含めた調整を行います。その際に、データがない場合や個人情報が含まれる場合などのほか、ご希望の出力形式にできないなどの場合を想定しております。

Q 1 8 市として想定している地域課題の分野はあるか。

A 1 8 特に想定または限定している地域課題の分野はありません。テーマに資する内容であれば幅広く応募対象となります。

テーマ設定型「仙台市バスのリアルタイムデータの利活用」について

Q 1 9 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 1 9 仙台市バスのリアルタイムデータを公開するにあたり、より多くのデータ利用者の意見を吸い上げてデータ公開の事業に反映させる内容が対象となります。また、データの利活用については、以下の事業例で挙げるもののほか、データを用いて地域の課題に取り組む事業や地域の課題を分析する内容であるものが対象となります。

- 例① 市バスのリアルタイムデータを使い、バスのリアルタイムの乗車人数をより多様な手段で周知
- 例② バス路線沿線の住民の市バス利用率と生活習慣病との相関性の分析や研究
- 例③ 各時間帯や各路線における市バスの交通渋滞への影響度の調査および改善策の検討
- 例④ バスの遅延状況の公開によるバス待ちの心理的ストレス低減のための効果的な取り組み

等

Q 2 0 市バスのデータとして保有しているものにはどのようなものがあるのか。

A 2 0 現在、市バスが所持しているデータは次の通りとなります。

- ・バス停留所データ（緯度・経度、のりば情報）
- ・バス通過時刻データ（到着時間・出発時間）
- ・バス運行状態データ（遅延時間や乗車人数）

等

※保有データの確認は担当課までご連絡ください。

Q 2 1 データ提供の手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 2 1 リアルタイムデータの提供につき、データ利用者も一定の時間間隔でデータを取得する必要があるため、インターネットを通じたデータ提供方法になるものと考えています。その仕組みをどのように運用していくのがよいのかという点も含めて、ご提案いただければと考えています。